明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

	新規則第十三条の四第一項の表第十三条の三の項中欄	新規則第十三条の四第一項の表第十三条の三の項下欄	新規則第十三条の四第二項の表第十三条の三の項中欄	新規則第十三条の四第二項の表第十三条の三の項下欄	新規則第十三条の四第二項の表第十三条の三の項第二号の項下欄
までの期間内に存するこれを贈与報告基準日の数を乗じて贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数	当該売上事業年度における売上金額	当該売上事業年度における売上金額	当該売上事業年度における売上金額	当該事業所の常時使用する従業員の数の合計数を当該贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数	合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数
	売上事業年度（贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生し事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額	売上事業年度（贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生し事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額	当該売上事業年度における売上金額	当該事業所の常時使用する従業員の数が当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数	当該事業所の常時使用する従業員の数が当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数
	贈与の時における常時使用する従業員の数に、当該贈与に係る特定贈与雇用期間内に新設合併消滅会社の直前事業年度終了の日における常時使用する従業員の数を加えた数に対する当該特定贈与雇用期間内に新設合併消滅会社の直前事業年度終了の日における常時使用する従業員の数の割合	当該売上事業年度における売上金額	当該売上事業年度における売上金額	当該事業所の常時使用する従業員の数	合計数

	新規則第十三条の四第二項の表第十三条の三の項中欄	新規則第十三条の四第二項の表第十三条の三の項下欄	新規則第十三条の四第二項の表第十三条の三の項第三号の項中欄	新規則第十三条の四第二項の表第十三条の三の項第三号の項下欄	新規則第十三条の四第三項
直前における常時使用する従業員の数	当該特定贈与認定中小企業者の売上事業年度（贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生し事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額	当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該売上事業年度における売上金額	当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額	当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の売上事業年度（贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額	「相続報告基準日」と、「第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度」とあるのは「第十二条第三項第六号に規定する相続報告基準事業年度」と、
直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までに存する贈与報告基準日の数で除して計算した数	当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額	当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該売上事業年度における売上金額	新規則第十三条の四第二項の表第十三条の三の項第三号の項中欄	新規則第十三条の四第二項の表第十三条の三の項下欄	新規則第十三条の四第三項
常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日以後最初に到来する各雇用基準日の直前における常時使用する従業員の数に当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数	「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、	「相続報告基準日」と、「第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度」とあるのは「第十二条第三項第六号に規定する相続報告基準事業年度」と、			